

五島市ごみ処理施設整備及び運営事業

入札説明書

平成 28 年 12 月 6 日

五 島 市

《目 次》

I 用語の定義	1
II 入札説明書の位置付け	3
III 事業の概要	4
1 事業名	4
2 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	4
3 公共施設等の管理者	4
4 事業目的	4
5 本事業対象施設の概要	5
6 事業方式	5
7 契約形態	5
8 事業期間	6
9 事業実施区域	6
10 関係法令等の遵守	6
11 事業期間終了後の措置	6
12 事業の対象となる業務範囲	6
IV 入札に関する事項	8
1 入札に関するスケジュール	8
2 入札手続等	9
3 入札に関する担当部署等	16
4 参加資格要件	16
V 応募者の審査及び落札者の選定	21
1 審査の機関	21
2 落札者の決定方法	21
VI 本事業に関する提示条件	22
1 事業者の収入	22
2 本市が適用を予定している交付金について	22
3 保険	23
4 想定されるリスクの分担	23
5 業務の委託等	23
VII 落札者決定後の手続き並びに契約に関する事項	23
1 基本協定の締結	23
2 特別目的会社の設立	23
3 契約内容の協議	24
4 事業契約の締結	24
5 地位の譲渡等	24
6 入札保証金及び契約保証金	25

VIII 公表資料の一覧	26
1 入札説明書添付資料.....	26
2 別添資料.....	26

Ⅰ 用語の定義

本入札説明書において使用する用語の定義は次のとおりである。

本事業 事業者選定委員会	五島市ごみ処理施設整備及び運営事業をいう。 本事業の実施に際して必要となる事項の検討及び提案審査を行う目的で、本市が設置する学識経験者などで構成される組織「五島市ごみ処理施設整備事業事業者選定委員会」をいう。
応募者 構成員 協力企業	本事業の入札手続に参加する複数企業で構成されるグループをいう。 応募者のうち、事業者の選定後、運営事業者への出資を行う者をいう。 応募者のうち事業者の選定後、運営事業者への出資を行わない者で、本事業の実施に際して、設計・建設業務、運營業務のうちの一部を請負い又は受託することを予定している者をいう。
代表企業 落札者	入札手続において応募者の代表を務める者をいう。 本市が設置する事業者選定委員会から優秀提案の選定を受けて、事業契約の締結を予定する者として本市が決定した応募者をいう。
事業者 建設事業者	本市と事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。 本市と建設工事請負契約を締結する者で、本施設の設計・建設業務を担当する単独企業又は共同企業体をいう。
運営事業者	事業者の選定後、構成員が出資を行い設立する特別目的会社で、本施設の運營業務を行う者をいう。
事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約の総称をいう。
基本協定	事業者の選定後、本事業開始のための準備行為等の基本的事項等についての本市と落札者の間で締結される協定をいう。
基本契約	事業者が本事業を一括で発注するために、本市と落札者及び落札者が設立する運営事業者で締結する契約をいう。
建設工事請負契約	本事業の設計・建設業務の実施のために、基本契約に基づき、本市と建設事業者が締結する契約をいう。
運營業務委託契約	本事業の運營業務の実施のために、基本契約に基づき、本市と運営事業者が締結する契約をいう。
設計・建設業務 運營業務	本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう。 本事業のうち、本施設の運営に係る業務をいう。
本施設	本事業において設計・建設され、運営される五島市ごみ処理施設をいい、工場棟、管理棟のほか、車庫棟、洗車棟、庁用車車庫棟、駐車場、構内道路、配管、構内サイン、構内照明、植栽等の事業実施区域内の設備、建築物及びその付帯設備を含めていう。
プラント	本施設のうち処理対象物の処理に必要なすべての設備（機械設備、電気設備及び計装設備を含む。）を総称していう。

建 築 物 等	本施設のうちプラントを除く設備及び建築物等を総称している。
入 札 説 明 書	本事業における入札説明書をいう。
要 求 水 準 書	本事業における設計・建設業務に係る要求水準書をいう。
設 計 ・ 建 設 業 務 編	
要 求 水 準 書	本事業における運営業務に係る要求水準書をいう。
運 営 業 務 編	
要 求 水 準 書	要求水準書設計・建設業務編及び要求水準書運営業務編を総称している。
入 札 説 明 書 等	本事業の入札公告に際して配布する入札説明書、要求水準書、事業契約書案、落札者決定基準書などの書類をいう。
P F I 法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)をいう。

II 入札説明書の位置付け

五島市（以下「本市」という。）は、五島市ごみ処理施設整備及び運営事業（以下「本事業」という。）について「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）の規定に準じて実施するため、平成28年11月18日に「五島市ごみ処理施設整備及び運営事業 実施方針」（以下「実施方針」という。）を公表した。

本入札説明書は、本事業を実施する事業者選定のための総合評価落札方式一般競争入札（地方自治法施行令第167条の10の2）に適用されるものであり、本事業に係る入札公告に基づく事業者の募集及び選定等については、「入札説明書」、「要求水準書」、「落札者決定基準書」、「基本協定書（案）」、「基本契約書（案）」、「建設工事請負契約書（案）」、「運營業務委託契約書（案）」、「様式集」、「提出書類の作成要領」及びこれらに関する質問回答（以下「入札説明書等」という。）により、実施する。

応募者は、入札説明書等の内容を十分理解した上で、本事業の目的に沿った条件で必要な書類等の作成を行うものとする。

Ⅲ 事業の概要

1 事業名

五島市ごみ処理施設整備及び運営事業

2 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

名 称 五島市ごみ処理施設

種 類 一般廃棄物中間処理施設

3 公共施設等の管理者

五島市 市長 野口 市太郎

4 事業目的

本市では、一般廃棄物の処理処分を所有する福江清掃センター、富江クリーンセンター、福江リサイクルセンター、福江一般廃棄物最終処分場、奈留一般廃棄物最終処分場で行っている。

このうち、福江清掃センター及び富江クリーンセンターは施設の耐用年数や経済性を考慮すると、更新時期を迎える。そこで、新たに集約化した焼却施設を平成 31 年度供用開始することを目標に整備を行うこととしている。

本施設においては、高性能、最新鋭のごみ処理施設とすることはもちろん、建設場所の立地条件、環境との調和、公害の防止、安全性及び機能性を考慮し、かつ維持管理の容易な施設の建設を図るものである。また、施設管理要員、施設運転要員にとって、安全かつ衛生的で働きやすい労務環境を確保できるものとする。

本市は、これまで 4 つの基本方針それぞれに、次の配慮事項を掲げて、本事業を推進してきている。

～本施設の施設整備・運営の基本方針～

①住民の生活を守る安全で安定的な処理を実現する施設

- ・廃棄物処理が滞らないよう将来にわたって安定的な稼働が可能な仕組みを構築する。
- ・ダイオキシン類等の有害物質を低減する。
- ・万全の事故対策を講じ、耐震性・耐久性に優れ、長期間の稼働が可能な施設とする。
- ・災害発生時の早期復旧に貢献する。

②環境負荷を低減する環境にやさしい施設

- ・可能な限り自然環境・生活環境への負荷を低減する。
- ・周辺環境と調和を大切にする。

③経済性に優れた無理のない処理が可能な施設

- ・限られた財源の中でも確実に廃棄物処理ができるようコストの低廉化を図る。
- ・合理的で無駄のない施設の整備・運営を行なう。

④地域に貢献し、親しまれる施設

- ・積極的な情報公開のもと、住民に理解され、受け入れられる施設とする。
- ・地域に貢献できる施設とする。

5 本事業対象施設の概要

項目	概要
事業実施場所	長崎県五島市浜町 740（「入札説明書添付資料-1 事業実施場所」参照）
事業実施区域	本施設対象区域（「入札説明書添付資料-1 事業実施場所」参照）
事業者の業務及び期間	設計・建設業務：事業契約締結日から平成 31 年 12 月まで 運 営 業 務：平成 32 年 1 月から平成 51 年 12 月まで
主要な施設	工場棟、管理棟、計量棟、洗車棟、駐車場、構内道路、配管、構内サイン、構内照明、植栽等の事業実施区域内の設備、建築物及びその付帯設備
処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉
処理対象物	①直接焼却ごみ（収集可燃ごみ、直接搬入可燃ごみ） ②可燃残渣（リサイクルセンターからの可燃残渣） ③可燃性粗大ごみ（ふとんや畳、家具等） ④し尿処理脱水汚泥 ⑤し尿処理脱水し渣 ⑥その他 ・罹災ごみ、動物の死骸、漂着ごみ、ボランティアごみ、不法投棄ごみ ・「五島市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」の第 20 条で定める市が処理する産業廃棄物 ・その他本市が必要と認めるもの
供用開始	平成 32 年 1 月
施設規模	41 t / 日（20.5 t / 日×2 炉 1 日あたり 24 時間）
熱回収	熱回収率 10%以上とする。

6 事業方式

本事業における施設の整備及び運営は D B O 方式により実施する。

落札者として決定された応募者（以下「落札者」という）は、建設事業者として本施設的设计・建設業務を行う。

さらに、落札者は、特別目的会社[SPC]（運営事業者）を設立し、20 年間の運営期間にわたって、本施設の運営業務を実施するものとする。

7 契約形態

本市は、事業者と相互に協力し、本事業を円滑に実施するため本事業に係る基本契約を締結する。また、基本契約に基づいて、事業者のうち設計・建設を担当する者（以下「建設事業者」という。）と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。なお、共同企業体を組成する場合は、当該共同企業体の代表者とする。さらに、基本契約に基づいて、運営事業者と本事業に係る運営業務委託契約を締結する。（基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約の 3 つの契約をまとめて、以下「事業契約」という。）

事業契約の締結主体を「入札説明書添付資料-6 契約スキーム（例）」に示す。

8 事業期間

事業期間は次のとおりである。

(1) 設計・建設期間 : 事業契約締結日から平成 31 年 12 月まで

(2) 運営期間 : 平成 32 年 1 月から平成 51 年 12 月まで (20 年間)

なお、本施設の運営開始日は平成 32 年 1 月とするが、本市は平成 31 年の可能な限り早期に本施設の運営が開始されることを希望しているため、事業者は自らの提案に基づき本市と合意した場合は、早期に運営を開始するものとする。その場合、運営期間は提案に基づき合意した運営開始日から 20 年間とする。

9 事業実施区域

事業実施区域は、「入札説明書添付資料-2 事業実施区域」に示すとおりである。

10 関係法令等の遵守

本市及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。）をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

11 事業期間終了後の措置

本施設は約 30 年以上の長期安定処理を目指していることから、建設事業者及び運営事業者（総称して、以下「事業者」という。）は、供用開始後約 30 年間に亘って使用することを前提として設計・建設業務及び運営業務を行うこととする。また、事業者は、事業期間終了時に本施設を本市の定める明け渡し時における本施設の要求水準を満足する状態に保って、本市に引継ぐものとする。本施設の事業期間終了時の措置について、運営開始後 16 年目（平成 46 年度）の時点において、本市及び事業者は協議を開始するものとする。

12 事業の対象となる業務範囲

本事業において事業者及び本市が行う事業の範囲は次のとおりとする。また、各項目の詳細については「要求水準書」に示すとおりとする。

(1) 事業者が行う業務

ア 本施設の設計に関する業務

- ① 本施設の設計
- ② 本市が提示する調査結果以外に必要となる事前調査
- ③ 本市の循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請支援
- ④ 本市が行うその他許認可申請支援

イ 本施設の建設に関する業務

- ① 本施設の建設
- ② 建設工事に係る許認可申請等

ウ 本施設の運営に関する業務

- ① 運転管理業務
- ② 維持管理業務
- ③ 測定管理業務
- ④ 防災管理業務
- ⑤ 関連業務
- ⑥ 情報管理業務

(2) 本市が行う業務

ア 本施設の設計・建設に関する業務

- ① 用地の確保
- ② 近隣対応
- ③ 本施設の交付金申請手続
- ④ 本施設の設計・建設モニタリング
- ⑤ その他これらを実施する上で必要な業務

イ 本施設の運営に関する業務

- ① 近隣対応
- ② 運営モニタリング
- ③ 本施設への一般廃棄物等の搬入
- ④ 残渣運搬・最終処分業務（焼却飛灰の安定化处理、残渣の貯留までは事業者の業務範囲）
- ⑤ その他これらを実施する上で必要な業務

IV 入札に関する事項

1 入札に関するスケジュール

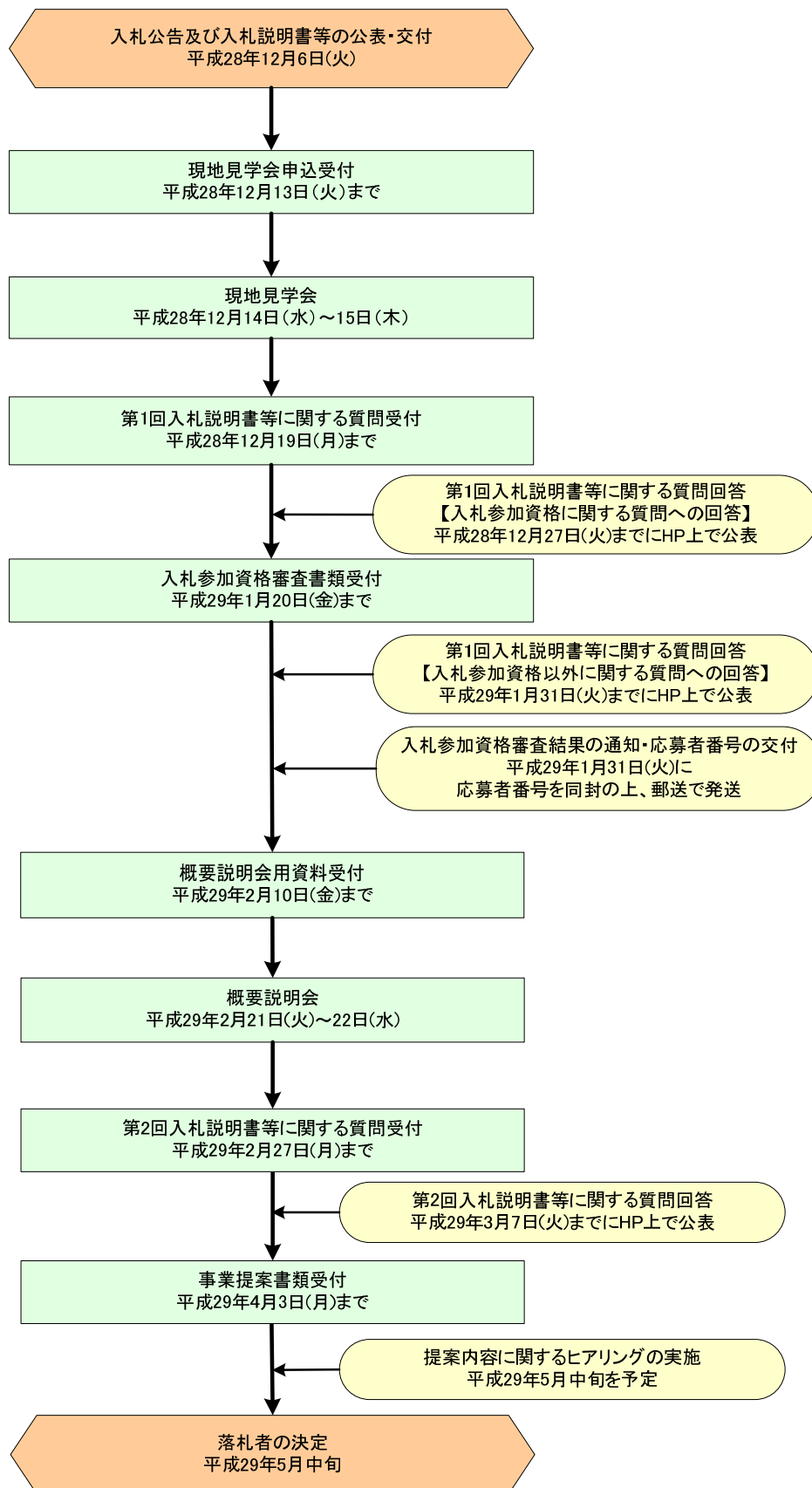
本事業の実施スケジュールは、次のとおりを予定している。

内 容	日 程
①入札公告及び入札説明書等の公表・交付	平成 28 年 12 月 6 日 (火)
②現地見学会申込受付期限	平成 28 年 12 月 13 日 (火)
③現地見学会	平成 28 年 12 月 14 日 (水) ~ 平成 28 年 12 月 15 日 (木)
④第 1 回入札説明書等に関する質問受付期限	平成 28 年 12 月 19 日 (月)
⑤第 1 回入札説明書等に関する質問回答の公表 【入札参加資格に関する質問への回答】	平成 28 年 12 月 27 日 (火)
⑥入札参加資格審査書類受付期限	平成 29 年 1 月 20 日 (金)
⑦第 1 回入札説明書等に関する質問回答の公表 【入札参加資格以外に関する質問への回答】	平成 29 年 1 月 31 日 (火)
⑧入札参加資格審査結果の通知・応募者番号の 交付	平成 29 年 1 月 31 日 (火)
⑨概要説明会用資料受付期限	平成 29 年 2 月 10 日 (金)
⑩概要説明会	平成 29 年 2 月 21 日 (火) ~ 平成 29 年 2 月 22 日 (水)
⑪第 2 回入札説明書等に関する質問受付期限	平成 29 年 2 月 27 日 (月)
⑫第 2 回入札説明書等に関する質問回答の公表	平成 29 年 3 月 7 日 (火)
⑬事業提案書の受付期限	平成 29 年 4 月 3 日 (月)
⑭落札者決定及び公表	平成 29 年 5 月中旬
⑮基本協定締結	平成 29 年 5 月下旬
⑯仮契約の締結	平成 29 年 7 月中旬
⑰事業契約の締結	平成 29 年 7 月下旬

※上記スケジュールに変更が生じる場合は、その内容を公表する。

2 入札手続等

(1) 入札手続の概要



(2) 入札公告（入札説明書等の公表）

本市は、平成 28 年 12 月 6 日に入札公告を行い、「要求水準書」、「落札者決定基準書」、「基本協定書（案）」、「基本契約書（案）」、「建設工事請負契約書（案）」、「運營業務委託契約書（案）」、「様式集」及び「提出書類の作成要領」を公表する。

(3) 第 1 回入札説明書等に関する質問受付及び回答

第 1 回入札説明書等に関する質問受付及び回答を以下のとおり実施するものとし、電話等による質問には一切応じない。なお、応募者の特殊な技術、ノウハウ等に係り応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、質問に対する回答は公表するものとし、本市が必要と認めた場合は質問について直接確認を行うことがある。

ア 提出期間

本入札説明書等公表日から平成 28 年 12 月 19 日（月） 17：00 までとする。

イ 提出方法

本入札説明書等と同時にホームページに公表する第 1 回入札説明書等に関する質問書（様式 1-1）（Microsoft Excel 形式）に記入のうえ、そのファイルを E-mail に添付し送付する。

(ア) 送付先

五島市 生活環境課

(イ) E-mail

seikatsukankyou@city.goto.nagasaki.jp

(ウ) タイトル

「(応募者名) - 第 1 回入札説明書等に関する質問」

ウ 到達の確認方法

本市が質問、意見書を提出した者に返信する。

エ 回答の公表

(ア) 入札参加資格に関する質問への回答

平成 28 年 12 月 27 日（火）17:00 までにホームページにて公表する。

(イ) 入札参加資格以外に関する質問への回答

平成 29 年 1 月 31 日（火）17:00 までにホームページにて公表する。

(4) 入札参加資格審査書類の受付

応募者の代表企業は、以下の要領に従って資格審査申請書に関する提出書類（様式 2-1～2-6）を提出すること。

ア 対象

入札参加希望者

イ 提出期間

本入札説明書等公表日から平成 29 年 1 月 20 日（金） 17：00 までとする。

ウ 提出方法

応募者の代表企業が担当部署へ郵送または持参により提出する。なお、E-mail、FAX による提出は認めない。

エ 提出書類

- (ア) 入札参加資格審査申請書（様式 2-1）
- (イ) 応募者の構成（様式 2-2）
- (ウ) 委任状（代表企業）（様式 2-3）
- (エ) 入札参加資格要件確認書 その 1（様式 2-4）
- (オ) 入札参加資格要件確認書 その 2（様式 2-5）
- (カ) 入札参加資格要件確認書 その 3（様式 2-6）

オ 結果通知

資格審査結果は、平成 29 年 1 月 31 日（火）に応募者の代表企業に書面等で通知する。その際、事業提案書の作成に必要な応募者番号を交付する。

カ 審査結果理由の説明請求

- (ア) 審査の結果、参加資格が認められなかったものは、その理由について本市に対して説明を求めることができる。
- (イ) 資格審査結果理由の説明を求める場合には、本市が通知した日の翌日から起算して 3 日以内（期間中の休日を除く。）に担当部署へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。郵送（書留に限る。）または持参によるものとし、持参の場合は、9：00～17：00 まで（ただし、12：00 から 13：00 まで及び期間中の休日を除く。）とする。
- (ウ) 説明を求めたものに対する回答は、速やかに書面により行う。

キ その他

- (ア) 提出期限に遅れた資格審査申請書は受け付けない。
- (イ) 提出時には、身分を証明できるもの（社員証、運転免許証）の提示を求める場合がある。

(5) 現地見学会に関する提出書類の受付

応募者の代表企業は、以下の要領に従って現地見学会に関する提出書類（様式 3-1～3-2）を提出すること。

ア 対象

入札に代表企業として参加する意思を誓約書に表明する者、なお、企業グループに参加する企業も可とする。

イ 提出期間

平成 28 年 12 月 6 日（火）9：00 から平成 28 年 12 月 13 日（火）15：00 までとする。

ウ 提出方法

入札に代表企業として参加する意思を誓約書に表明する者が担当部署へ郵送、持参、E-mail、FAXにより提出する。E-mail及びFAXの場合は提出後速やかに原本を担当部署へ提出すること。

エ 提出書類

- (ア) 現地見学会への参加申込書（様式 3-1）
- (イ) 現地見学会に係る誓約書（様式 3-2）

(6) 現地見学会の開催

ア 現地見学会実施期間

平成 28 年 12 月 14 日（水）～平成 28 年 12 月 15 日（木）に現地見学会を行う。

イ 見学会に当たっての注意事項

- (ア) 見学会は、午前又は午後の 2 時間を 1 単位とし、各参加者 1 単位までとする。本市で日程を調整の上、申込書提出企業へ通知する。
- (イ) 見学会への参加者は 10 名以内とする。見学会にあたっては、参加者の所属企業が確認できる身分証明書等を、参加者各自が持参すること。

(7) 概要説明会に関する提出書類の受付

ア 対象

資格審査通過者

イ 提出期間

平成 29 年 2 月 10 日（金） 17：00 まで

ウ 提出方法

応募者の代表企業が担当部署へ郵送または持参により提出する。なお、E-mail、FAX による提出は認めない。

エ 提出書類

- (ア) 概要説明会の申込書（様式 4-1）
- (イ) 概要説明会用資料
 - ① 全体処理フロー図（様式 4-2①）
 - ② 配置・動線計画（様式 4-2②）
 - ③ 設計・建設期間の工程（様式 4-2③）
 - ④ 質問事項（様式 4-2④）

(8) 概要説明会の開催

ア 目的

- (ア) 事業の位置づけや特徴の理解促進

資格審査を通過した応募者が、本市にとっての本事業の位置づけや特徴を理解した上で、Ⅲ 4. で掲げる「本施設の施設整備・運営の基本方針」に沿って、事業提

案書を提案作成できるよう、必要事項を的確に伝える。

(イ) 要求水準書未達の防止と創意工夫の発揮

本事業は性能発注により行われるため、応募者に事業条件等を正しく伝えることができない場合、資格審査通過者の提案内容が要求水準未達となる可能性がある。資格審査通過者と提案内容に関する対話を行うことで、事業条件等に対する認識の齟齬を解消し、民間の創意工夫を引き出しつつ、要求水準未達となる事態を回避する。

イ 実施期間

本市と概要説明会参加者は、概要説明会用資料等をもとに、平成29年2月21日(火)～平成29年2月22日(水)に概要説明会を行う。

ウ 実施要領

資格審査通過者に対して、当日の概要説明会の実施要領を送付する。

エ 質疑事項の公表

事業者選定の公平性、透明性を確保する観点から、様式4-2④の質問事項、また当日の事業者からの質問事項を本市と概要説明会参加者で相互に確認し、原則としてこれら全ての質問事項を第2回入札説明書等に関する質問書(様式1-2)にて記入することとし、ホームページにて公表する。ただし、応募者固有のノウハウに基づく部分については、本市と応募者の協議の上、公表しないことがある。

(9) 第2回入札説明書等に関する質問受付及び回答

第2回入札説明書等に関する質問受付及び回答を以下のとおり実施する。

ア 提出期間

平成29年2月27日(月) 17:00までとする。

イ 提出方法

本入札説明書等と同時にホームページに公表する第2回入札説明書等に関する質問書(様式1-2)(Microsoft Excel形式)に記入のうえ、そのファイルをE-mailに添付し送付する。

(ア) 送付先

五島市 生活環境課

(イ) E-mail

seikatsukankyou@city.goto.nagasaki.jp

(ウ) タイトル

「(提出者名)ー第2回入札説明書等に関する質問」

ウ 到達の確認方法

本市が質問、意見書を提出した者に返信する。

エ 回答の公表

平成29年3月7日(火)17:00までに、資格審査通過者にメールにて送付し、後日ホ

ホームページにて公表する。

(10) 事業提案書の受付

応募者の代表企業は、以下の要領に従って入札書及び本事業に対する提案内容を記載した事業提案書を提出すること。

なお、本市は応募者の提案内容についてヒアリングを実施することを予定している。

ア 対象

資格審査通過者

イ 提出期間

平成 29 年 4 月 3 日（月） 17：00 までとする。

ウ 提出方法

応募者の代表企業が担当部署へ郵送または持参により提出する。なお、E-mail、FAX による提出は認めない。

エ 提出書類

「提出書類の作成要領」に規定する様式による。

オ ヒアリング

ヒアリングの詳細については別途事業提案書を提出した者に通知する。

カ 入札結果の通知

平成 29 年 5 月中旬に応募者の代表企業に書面で発送する。入札結果の概要についてはホームページにて公表する。

キ 審査結果理由の説明請求

(ア) 審査の結果、落札者とならなかったものは、その理由について本市に対して説明を求めることができる。

(イ) 審査結果理由の説明を求める場合には、本市が通知した日の翌日から起算して 3 日以内（期間中の休日を除く。）に担当部署へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。郵送（書留に限る。）または持参によるものとし、持参の場合は、9：00～17：00 まで（ただし、12：00 から 13：00 まで及び期間中の休日を除く。）とする。

(ウ) 説明を求めたものに対する回答は、速やかに書面により行う。

ク その他

(ア) 提出期限に遅れた事業提案書は受け付けない。

(イ) 提出時には、身分を証明できるもの（社員証、運転免許証）の提示を求める場合がある。

(11) 入札に関する留意事項

ア 入札説明書等の承諾

応募者は、「入札参加資格審査申請書（様式 2-1）」の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものとする。

イ 費用負担

応募申込みに係る経費は、応募者の負担とする。

ウ 提出書類の取扱い

(ア) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとする。

(イ) 事業提案書の変更等の禁止

事業提案書の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。また、理由のいかんに関わらず返却しない。ただし、本市が必要と認めた場合はこの限りではない。

(ロ) 著作権

応募資料の著作権は、応募者に帰属することとするが、審査結果の公表において必要な場合、応募者に事前に協議した上で必要な範囲において本市が、公表等を行うことができるものとする。

(ハ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

エ 資料の取扱い

本市が提供する資料は、本事業の入札に係る検討以外の目的に使用することはできない。

オ 使用言語及び単位、時刻

「提出書類の作成要領」及び各様式に特別に指定するもの以外は、入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

カ 入札の辞退

資格審査申請書を提出した者は事業提案書の提出期限までは、随時、入札を辞退することができる。入札辞退届の提出要領は以下のとおりとする。

(ア) 提出期限

平成 29 年 4 月 3 日（月） 17：00 までとする。

(イ) 提出方法

応募者が「入札辞退届（様式 1-3）」を担当部署へ持参により提出する。なお、E-mail、FAX による提出は認めない。

(ウ) その他

入札辞退の撤回はできないものとする。

キ 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ① 入札説明書に規定する入札参加資格のない者が行った入札
- ② 資格審査申請書に記載された応募者以外の者が行った入札
- ③ 談合その他不正行為があったと認められる入札
- ④ 応募者の記名並びに応募者の代理人の署名及び押印を欠く入札または入札事項を明示しない入札
- ⑤ 事業提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札
- ⑥ 同一事項に対し2通以上の書類提出がなされた入札
- ⑦ その他入札説明書等において示した入札条件に違反した入札

ク 入札の中止等

本事業の入札手続きに関して本市が必要と認めたときは、入札の執行を取りやめることができる。

ケ その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札にあたって必要な事項が生じた場合には、本市は入札参加者に通知することとする。

3 入札に関する担当部署等

(1) 担当部署

本入札に関する担当部署（提出書類等受付窓口）は次のとおりとする。

五島市 生活環境課

〒853-8501

長崎県五島市福江町1番1号

電 話：0959-72-6116

電子メール：seikatsukankyoku@city.goto.nagasaki.jp

ホームページ：<http://www.city.goto.nagasaki.jp/contents/businesses/index891.php>

(2) 入札に関する資料公表方法

入札説明書等は、上記本市のホームページにて公表する。

4 参加資格要件

応募者は、次の資格要件を全て満たすものとする。また、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

設計・建設業務及び運營業務の実施にあたっては、以下に示す応募者の構成等で規定するものはもとより、本市の住民を対象とした雇用に配慮するとともに、本市内に本社がある事業者を積極的に活用すること。

(1) 応募者の構成等

ア 応募者は、設計・建設業務及び運營業務を実施する予定の複数の企業で構成する企業グループとする。

イ 応募者は、本事業の設計・建設業務又は運營業務を行う企業のうち、運營業業者となる特別目的会社に出資する企業（以下「構成員」という。）及び運營業業者となる特別目的会社に出資しない企業（以下「協力企業」という。）から構成されるものとする（構成員のみで構成することも可能）。

ウ 応募者の構成員の中から「(2)イ(ア) 本施設のプラントの設計・建設を行う者の要件」をすべて満たす1者を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。

エ 構成員又は協力企業の変更は認めない。但し、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。

オ 代表企業、構成員又は協力企業のうち、少なくとも1者は五島市内に本社又は本店、支店がある企業が含まれるものとする。

カ 構成員又は協力企業は、他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。ただし、市内業者が協力企業として参加する場合には、他の応募者の協力企業となることを可とする。

キ 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の代表企業、構成員又は協力企業となることは認めない。ただし、市内業者が協力企業として参加する場合には、他の応募者の協力企業となることを可とする。

上記「キ」の「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。

(ア) 資本関係がある場合

以下の①又は②のいずれかに該当する二者の場合。

① 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係がある場合

以下の①又は②のいずれかに該当する二者の場合。なお、以下でいう役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

ク 構成員又は協力企業が、複数の企業等で構成されるものである場合には、これらを構成するものについても他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。ただ

し、市内業者が協力企業として参加する場合には、他の応募者の協力企業となることを可とする。

ケ 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

(2) 応募者等の参加資格要件

ア 共通の参加資格要件

次のいずれかに該当する者は、構成員及び協力企業となることはできない。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (イ) 本市の指名停止措置を受けている者
- (ウ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- (エ) 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- (オ) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (カ) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者
- (キ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者
- (ク) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者
- (ケ) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされている者
- (コ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）またはその構成する者（暴力団の構成団体を構成する者を含む。）の統制の下にある者
- (サ) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者がその事業活動を支配する法人である者
- (シ) 本市が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のある者
 - ・ 廃棄物処理施設整備に伴う事業者選定アドバイザー業務委託受託者
八千代エンジニアリング株式会社
アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- (ス) 本市が設置する五島市ごみ処理施設整備事業事業者選定委員会（以下「事業者選

- 定委員会」という。)の委員が所属する企業
- (セ) 実施方針の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について本市が設置する事業者選定委員会の委員に対し、接触等の働きかけを行った者

イ 各業務を行う者の要件

応募者は、本事業の設計・建設、運営の各業務を行う者として、以下の(ア)から(ウ)の各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。

(ア) 本施設のプラントの設計・建設を行う者の要件

建設事業者のうち本施設のプラントの設計・建設を行う企業は、構成員とし、以下の要件を全て満たすこと。

- ① 本市の競争入札参加資格者名簿（平成 28 年度）の清掃施設工事の登載者であること。なお、本市の平成 28 年度の競争入札参加資格名簿の清掃施設工事に登録されていない者は、参加表明時に、本市の競争入札参加資格審査申請に準ずる書類を提出し、本市に受理された場合に参加要件を満たすことができる。
- ② 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が 1,000 点以上であること。
- ③ 建設業法における清掃施設工事に係る監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。
- ④ 以下に示す要件をすべて満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設の設計・建設実績を有すること。
 - i 施設規模が 40t/日以上かつ炉構成が 2 炉以上
 - ii 連続運転式一般廃棄物焼却施設（処理方式は、「ストーカ式焼却方式」に限る）
 - iii 入札公告の前日時点までに稼働開始している施設の元請としての設計・建設実績を有すること。

(イ) 本施設の建築物等の設計を行う者の要件

建設事業者のうち本施設の建築物等の設計を行う企業は、構成員又は協力企業とすること。当該業務を複数の構成員又は協力企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 者は次の要件を満たす企業であること。

- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録の登録を行っていること。
- ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設の設計実績（下請けも可とする）を有すること。

(ウ) 本施設の建築物等の建設を行う者の要件

建設事業者のうち本施設の建築物等の建設を行う企業は、構成員又は協力企業とすること。当該業務を複数の構成員又は協力企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1者が次の要件を満たす企業であること

- ① 本市の競争入札参加資格者名簿(平成28年度)の建築工事の登載者であること。
なお、本市の平成28年度の競争入札参加資格者名簿の建築一式工事に登録されていない者は、参加表明時に、本市の競争入札参加資格審査申請に準ずる書類を提出し、本市に受理された場合に参加要件を満たすことができる。
- ② 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ③ 建設業法における建築一式工事に係る監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。
- ④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の建設実績(下請けも可とする)を有すること。

(エ) 運営事業者から本施設の運営業務を受託する者の要件

運営事業者から本施設の運営業務を受託する企業は、構成員又は協力企業とし、以下に示す要件を満たすこととする。同一業務を複数の構成員又は協力企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1者は以下の要件を全て満たすこととする。

- ① 以下に示す要件をすべて満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の運転業務を元請(地方公共団体発注のPFI、DBO、長期包括運営委託事業のSPC(特別目的会社)から直接受託したものを含む)で受注した実績を有すること。
 - i 施設規模が40t/日以上かつ炉構成が2炉以上
 - ii 連続運転式一般廃棄物焼却施設(処理方式は、「ストーカ式焼却方式」に限る)
 - iii 入札公告の前日時点までに稼働開始している施設
- ② 廃棄物処理施設技術管理者(ごみ処理施設)の資格を有し、現場総括責任者(施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者)としての経験を有する技術者を配置できること。
- ③ 本施設の運営にあたり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

ウ 参加資格の確認

- (ア) 参加資格確認基準日は入札参加資格審査書類提出日とする。
- (イ) 落札者決定日までの間に応募者の構成員及び協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、本市は当該応募者を落札者決定のための審査対象から除外する。
- (ウ) 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に

落札者の構成員及び協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、本市は落札者決定を取り消す。この場合において、本市は、落札者決定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

V 応募者の審査及び落札者の選定

1 審査の機関

本市は、応募者の事業提案の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するため、本市が設置した事業者選定委員会において実施する。

五島市ごみ処理施設整備事業事業者選定委員会委員

委員名		所属
委員長	西久保 裕彦	長崎大学環境科学部 教授
副委員長	東條 一行	副市長
委員	朝倉 宏	長崎大学環境科学部 准教授
委員	出口 秀幸	総務課長
委員	山本 強	財政課長
委員	太田 税	生活環境課長

(敬称略)

なお、構成員または協力企業が、落札者決定前までに、審査機関の委員に対し、事業提案書の審査に関して自己の有利になる目的のための接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

2 落札者の決定方法

落札者の選定は、以下の手順で行う（詳細は別添資料「落札者決定基準書」参照）。

なお、落札者の選定に当たっては、本市が設置する審査機関において評価・審査し、その結果を受けて、本市が落札者を決定する。

(1) 参加資格審査

参加資格審査に当たっては、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について審査を行い、参加資格要件の具備を確認する。

(2) 事業提案審査

ア 基礎審査

基礎審査は、参加資格審査を合格した資格審査通過者から提出された提案内容が本市の要求する水準を満足するものであることについて確認を行うものである。確認された資格審査通過者のみ次段階の非価格要素審査及び価格審査に進むこととする。

イ 非価格要素審査

基礎審査において本市の要求する要件を満たした応募者を対象として、別添資料「落

札者決定基準書」に基づき非価格要素について審査し、非価格要素点を決定する。

ウ 価格審査

予定価格を超過しない応募者の入札価格について、別添資料「落札者決定基準書」に定める算定式により価格点を算出する。

なお、本事業の予定価格及び入札書比較価格（予定価格に 108 分の 100 を乗じて得た価格）は次のとおりである。

予 定 価 格：10,485,396,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

入 札 書 比 較 価 格：9,708,700,000 円（消費税及び地方消費税を含まない。）

（うち運營業務委託費の予定価格及び入札書比較価格は次のとおりである。）

予 定 価 格：5,680,800,000 円	（消費税及び地方消費税を含む。）
入 札 書 比 較 価 格：5,260,000,000 円	（消費税及び地方消費税を含まない。）

エ 総合評価及び落札者の選定

本市が設置する審査機関は、非価格要素点と価格点から落札者決定基準に定める総合評価式により優秀提案を選定する。その結果に基づき本市が落札者を決定し、応募者の代表企業に書面で入札結果の通知を行う。

VI 本事業に関する提示条件

1 事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおりとする。

(1) 本施設の設計・建設業務に係る対価

本市は、本施設の設計・建設業務の対価として、設計・建設業務費を建設事業者に支払う。（詳細は入札説明書添付資料-3「対価の支払方法について」参照）

(2) 本施設の運營業務に係る対価

本市は、本施設の運營業務の対価として、運營業務委託費を運営事業者に支払う（詳細は入札説明書添付資料-3「対価の支払方法について」参照）。

(3) 支払の減額等

本市は、事業者の業務実施状況についてモニタリングを行い、要求性能を満たしていないことが判明した場合は、委託料の減額等を行うことがある。減額等の方法についての詳細は、入札説明書添付資料-4「モニタリング及び対価の減額について」に定める。

2 本市が適用を予定している交付金について

本市は、本事業の実施に関して、交付金の適用を予定している。交付金の申請等の手続は本市において行うが、建設事業者は本市が行う交付金の申請手続き等に協力するとともに、当該交付金交付要綱等に適合するように関連資料の作成を行うこととする。

3 保険

事業者が加入する保険についての詳細は、入札説明書添付資料-5「事業者が付保する保険について」に定める。なお、事業者の提案に基づき必要に応じて提示した条件以上の補償内容とすること。また、提示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。

なお、本市は、公益社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済及び全国町村会総合賠償補償保険（契約類型8型）を付保する予定である。

4 想定されるリスクの分担

(1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、本市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。設計・建設業務、運營業務に伴うリスクは、原則として事業者が負うものとするが、本市が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、本市がリスクを負うこととする。

(2) 想定されるリスクの分担

本市と事業者のリスク分担の詳細は、事業契約書（案）において定める。

5 業務の委託等

事業者は業務の全部または一部を第三者に委任しまたは請け負わせることができる。但し構成員または協力企業以外の者へ委託しまたは請け負わせる場合は事前に本市の承諾を得るものとする。

VII 落札者決定後の手続き並びに契約に関する事項

1 基本協定の締結

落札者決定後速やかに、本市と落札者は事業契約の締結に向けた相互の協力義務、特別目的会社の設立等について規定した基本協定を締結する。

2 特別目的会社の設立

落札者決定後には、落札者は、運營業業者である特別目的会社を速やかに設立しなければならない。なお、特別目的会社は次の要件をすべて満たさなければならない。また、構成員以外のものは特別目的会社への出資をすることができない。

- (1) 運營業業者の本店所在地は本市内とすること。
- (2) 応募グループのうち、代表企業の議決権付普通株式の保有割合は、設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。
- (3) 運營業業者の定款において、会社法（平成17年法律第86号）第326条第2項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を本市に提出すること。
- (4) 運營業業者の株主は、本市の同意なくして運營業業者の株式の譲渡、これに対す

る担保権の設定その他の処分を行わないこと。

3 契約内容の協議

本市と落札者ならびに落札者が設立する運営事業者は、基本協定締結後、基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約の締結に向け、契約内容について協議する。なお、契約内容の協議は契約書案の詳細の協議を行うものであり、入札説明書等に規定された内容及び条件の変更を行うものではない。

4 事業契約の締結

(1) 基本協定

対象者 : 落札者

締結時期 : 落札者決定後すみやかに

(2) 基本契約

対象者 : 落札者及び落札者が設立する運営事業者

締結時期 : 平成 29 年 7 月中旬頃までに仮契約を締結する。本仮契約は建設工事請負契約締結の議決を効力発生条件とするものとし、平成 29 年 7 月下旬頃正式契約となる。

(3) 建設工事請負契約

対象者 : 建設事業者

締結時期 : 平成 29 年 7 月中旬頃までに仮契約を締結する。本仮契約は平成 29 年 7 月下旬に開催する議会の議決を経て正式契約となる。

(4) 運營業務委託契約

対象者 : 運営事業者

締結時期 : 平成 29 年 7 月中旬頃までに仮契約を締結する。本仮契約は建設工事請負契約締結の議決を効力発生条件とするものとし、平成 29 年 7 月下旬頃正式契約となる。

なお、本事業スキームの概要については入札説明書添付資料-6「契約スキーム（例）」に示す。

5 地位の譲渡等

本市の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務等を譲渡、担保提供またはその他の方法により処分してはならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金の額は、入札価格の 100 分の 5 以上の金額とする。ただし、五島市財務規則（平成 16 年 8 月 1 日規則第 43 号）第 74 条の規定による免除又は減額に該当する場合は、平成 29 年 1 月 31 日（火）までに別途通知する。

(2) 契約保証金等

ア 契約保証金の額

(ア) 建設工事請負契約

建設事業者は、設計・建設業務の履行を保証するために、建設工事請負契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を設計・建設業務期間中の契約保証金として建設工事請負契約の締結時に本市に納付する。

(イ) 運營業務委託契約

運營業務事業者は、運營業務の履行を保証するために、年度運営費の 100 分の 10 に相当する金額を契約期間中の契約保証金として運營業務委託契約の締結時に本市に納付する。

イ 契約保証金の納付方法

契約保証金は現金で納付するものとするが、契約保証金額に相当する次のいずれかの担保を提供することにより替えることができる。

(ア) 五島市財務規則第 75 条第 1 項各号に掲げるもの

国債若しくは地方債又は以下に掲げる有価証券等を担保として提供させることができる。

- ・銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手及び郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号）第 94 条に規定する郵便貯金銀行をいう。）が発行する為替証書
- ・出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形
- ・定期預金債権
- ・鉄道債券、電信電話債券その他政府の保証ある債券
- ・金融債券及び確実と認める社債

(イ) 公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証

ウ 契約保証金の免除

事業者は、契約保証金に相当する額を保険金額とする履行保証保険の写しを本市に提出することにより契約保証金を免除することができる。なお履行保証保険契約の締結後、ただちにその保険証券を本市に寄託すること。

VIII 公表資料の一覧

本入札説明書と同時に公表する資料については以下のとおりである。

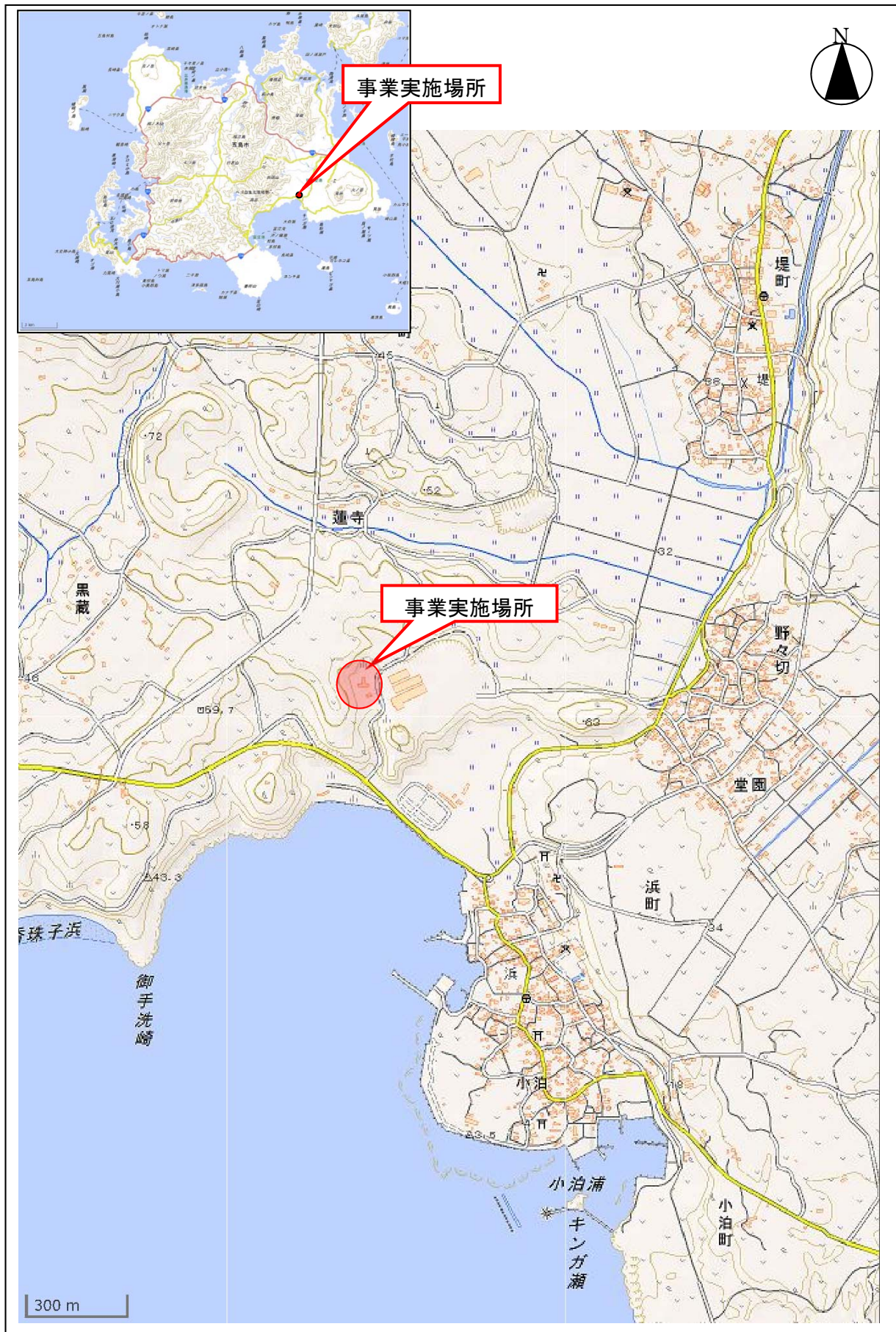
1 入札説明書添付資料

- 入札説明書 添付資料-1 事業実施場所
- 入札説明書 添付資料-2 事業実施区域
- 入札説明書 添付資料-3 対価の支払方法について
- 入札説明書 添付資料-4 モニタリング及び対価の減額について
- 入札説明書 添付資料-5 事業者が付保する保険について
- 入札説明書 添付資料-6 契約スキーム（例）
- 入札説明書 添付資料-7 本市が付保する予定の保険について

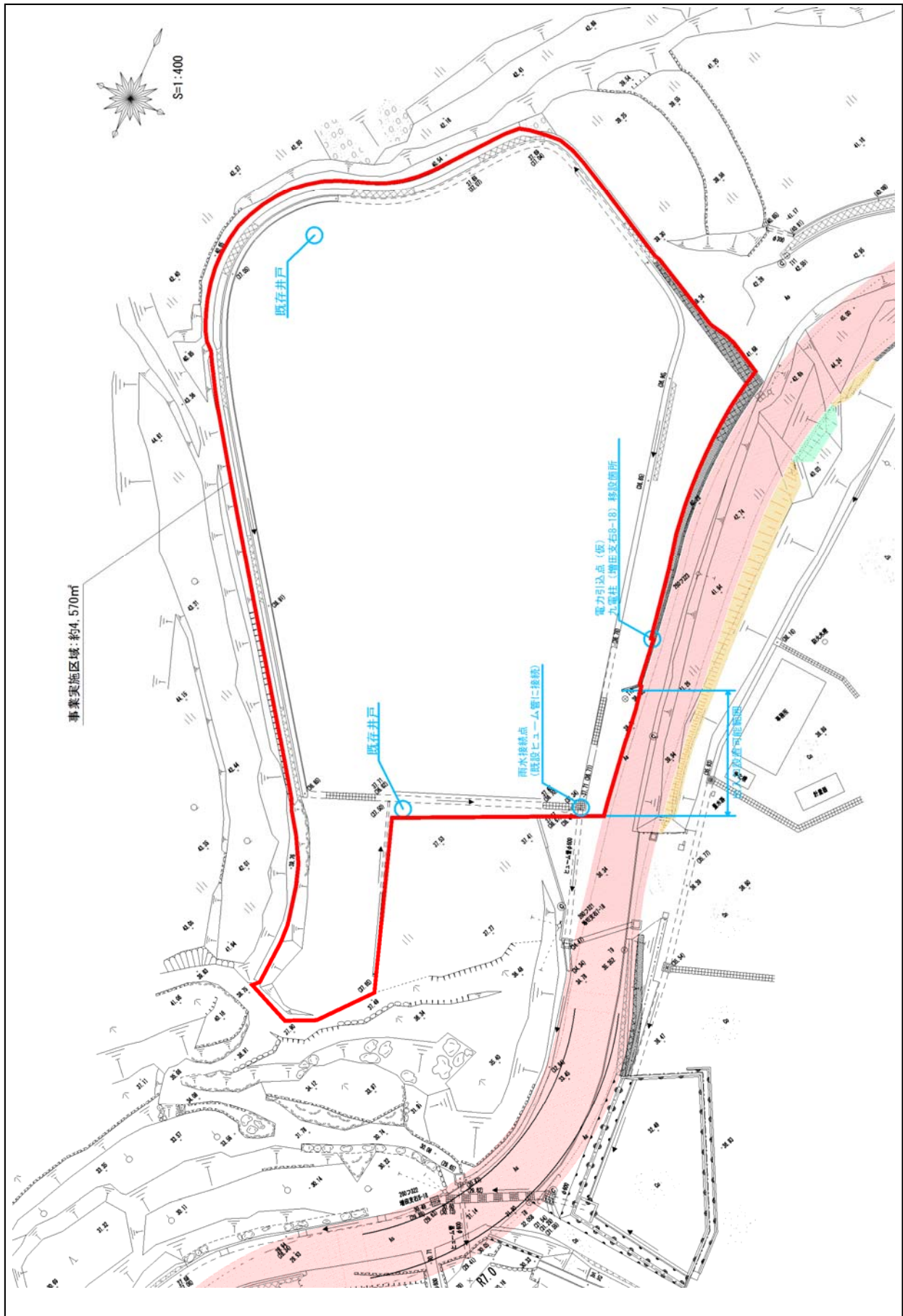
2 別添資料

- 別添資料「要求水準書」
 - 要求水準書設計・建設業務編
 - 要求水準書運營業務編
 - 要求水準書添付資料
- 別添資料「落札者決定基準書」
- 別添資料「基本協定書（案）」
- 別添資料「基本契約書（案）」
- 別添資料「建設工事請負契約書（案）」
- 別添資料「運營業務委託契約書（案）」
- 別添資料「様式集」
- 別添資料「提出書類の作成要領」

入札説明書添付資料-1 事業実施場所



入札説明書添付資料-2 事業実施区域



《目 次》

1 対価の構成.....	1
(1) 設計・建設業務費.....	1
(2) 運營業務委託費.....	1
2 対価の支払い方法.....	2
(1) 設計・建設業務費.....	2
(2) 運營業務委託費.....	2
3 運營業務委託費の改定.....	3
(1) 改定の基本的な考え方.....	3
(2) ごみ量変動に基づく改定.....	4
(3) 物価変動に基づく改定方法.....	4

1 対価の構成

事業者が本事業における事業契約書等に規定された業務を提供することにより、本市が事業者を支払う対価は次のとおりである。

これらの詳細を以下の表 1 設計・建設業務費及び運營業務委託費の構成に示す。

(1) 設計・建設業務費

設計・建設業務について、建設事業者を支払う対価

(2) 運營業務委託費

運營業務について、運營業務者に支払う対価

表 1 設計・建設業務費及び運營業務委託費の構成

支払いの対象となる業務	設計・建設業務費および運營業務委託費	対象となる費用等
設計・建設業務	『設計・建設業務費』 ・左記に掲げる業務に対して支払う対価	<ul style="list-style-type: none"> ● 左記業務を行う上で必要となるすべての費用とする。
運營業務	『運営固定費』 ※左記に掲げる業務に対して、処理対象物量の多寡に関係なく支払う対価 ※算出式は以下のとおりである。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 運営固定費 = 運転経費 + 維持管理費 + 人件費 + その他経費 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ● 左記業務を行う上で必要となるすべての費用から、運営変動費を控除した金額とする。 ● 運転経費は、光熱水費の基本料金等とする。 ● 維持管理費は、法定点検・定期点検等の保守管理費及び補修工事、更新工事及び保全工事等の修繕工事費用とする。 ● 人件費は、左記に掲げる業務に係る全人件費とする。 ● その他経費には、保険料、公租公課及びSPC運営費用（人件費、監査費用等）を含む。 ● SPCの利益を含む。 ● 運営開始前に必要となる諸費用を含む（例えば、登録免許税等SPC設立費用等）。
	『運営変動費』 ※処理対象物量に応じて支払う対価 ※算出式は以下のとおりである。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 運営変動費 = 処理対象物量 × 変動費単価 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ● 処理対象物量の増減に応じて比例的に増減する費用とする（例えば、光熱水費の一部、燃料費、薬剤費、消耗品費等）。 ● 年間変動費を計画ごみ処理量で除すことにより、変動費単価を提案すること。 ● SPCの利益は含まない。

2 対価の支払い方法

(1) 設計・建設業務費

設計・建設業務費の支払条件は、事業提案書を基に各会計年度における請負代金の支払いの限度額を設定することによるものとし、建設事業者は前払金、部分払及び中間前払について、五島市建設工事執行規則に則って請求できる。

詳細は建設工事請負契約書（案）において定める。

(2) 運營業務委託費

運營業務委託費は、平成32年1月から平成51年12月までの20年間にわたり、モニタリング結果を踏まえ、月に1回運營業務者に対して支払うものとする。運營業務者は月間業務完了報告書を翌月の10日までに提出し、本市は提出を受けた日

から 14 日以内にこの報告書の承諾について文書等により通知する。運営事業者は、本市からの通知を受けた後速やかに請求書を本市へ提出する。本市は、請求書を受理した日から 30 日以内に運営業務委託費を支払うものとする。

なお、運営固定費のうち維持管理費は、運営事業者から当該年度毎の前年の 10 月末まで提出される運営業務の計画書により、当該年度毎の維持管理費については変更可能（年度間流用可能）とするが、運営期間を通じた維持管理費総額は変更しない。ただし、当該年度毎の維持管理費の変更は、当初計画から変更額が過度とならないように配慮すること。変更額が過度の場合は、本市の判断により変更を認めない場合がある。

運営固定費は事業者が提案した各年度の固定費（物価変動による増減額を加算した額）を 12 で除した金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額として、1,000 円未満の端数が生じた場合には、年度の最終月分で調整する。

運営変動費については、計画処理量に基づき算定した金額（物価変動による増減額を加算した額）に消費税及び地方消費税の額を加算した金額を毎月 1 回仮払いし、モニタリング結果を踏まえ、年度の最終月分で調整する。

3 運営業務委託費の改定

(1) 改定の基本的な考え方

ごみ量変動及び物価変動の影響については以下の方法により運営業務委託費に反映させるものとする。

また、実績ごみ質が計画ごみ質に対して差異が生じ、事業者の提案した変動費単価が実態に整合しないと本市又は事業者が認めた場合には、協議を行うものとする。

ア ごみ量変動

実績処理対象物量と事業者が提案した変動費単価の積により求めることでごみ量変動を反映させるものとする。

イ 物価変動

運営固定費及び運営変動費の構成内容ごとについて、それぞれ改定に用いる指標を設定し、改定率を乗じることで反映させるものとする。

表 2 運営業務委託費の改定

運営業務委託費	改定の有無 (●：改定する、－：改定しない)	
	ごみ量変動	物価変動
運営固定費	－	●
運営変動費	●	●

(2) ごみ量変動に基づく改定

運営費変動費について、次式によりごみ量変動に基づく改定を行う。

$$\cdot \text{運営変動費 (円)} = \text{実績処理対象物量 (t)} \times \text{変動費単価 (円/t)}$$

なお、入札価格の算定にあたっては、運営変動費については、計画ごみ処理量を表 1 に示す式に代入して得られる金額を用いるものとする。

(3) 物価変動に基づく改定方法

物価変動に基づき、運営固定費及び運営変動費について、改定を行う。なお、改定の周期は 1 年に 1 回とし、各年度の改定は下記のとおり行う。

ア 提案時点で入手可能な直近 1 年間の指標の平均値を基準とし、表 3 に示す指標ごとに当該支払い年度で入手可能な直近 1 年間の指標の平均値を用いて表 4 に示す算定式により運営固定費及び運営変動費を求めるものとする。

イ 改定率に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

ウ 事業者の提案内容、市場の変動等により、改定に用いる指標が実態に整合しない場合には、本市と事業者で協議を行うものとする。

エ なお、本事業の応募者が表 3 に示す指標以外の指標を用いることが適切と考える場合、提案書に当該指標と合理的根拠を記載することにより、落札者決定後の協議において本市とその妥当性について協議を行うことができる。

表 3 物価変動に基づく改定に用いる指標

構成	構成内容 ／改定の対象	使用する指標
運営固定費	運転経費	「消費税を除く国内企業物価指数／電力・都市ガス・水道」(日本銀行調査統計局)
	維持管理費	「消費税を除く国内企業物価指数／はん用機器」(日本銀行調査統計局)
	人件費	毎月勤労統計調査「賃金指数(現金給与総額)／調査産業計」(厚生労働省)
	その他経費	「企業向けサービス価格指数／総平均」(日本銀行調査統計局)
運営変動費	変動費単価	「消費者物価指数／財・サービス分類指数(全国)／サービス」(総務省統計局)

表 4 運營業務委託費の改定の算定式一覧

項目	記号	備考
入札時の運營業務委託費	F_t	入札時に提示される平成 [t] 年度の運營業務委託費。
改定後の運營業務委託費	F_t'	物価変動等に基づく改定後の平成 [t] 年度の運營業務委託費。
物価指数	I_{t-1}	表 3 に示す指標の平成 [t-1] 年度の改定を実施する時期において入手可能な直近 1 年間の指標の平均値。
物価指数	I_{29}	入札時点において入手可能な直近 1 年間の指標の平均値。

■算定式：
$$F_t' = F_t \times \frac{I_{t-1}}{I_{29}} \quad (\text{改定率} : \frac{I_{t-1}}{I_{29}})$$

入札説明書添付資料－４ モニタリング及び対価の減額について

《目 次》

1	モニタリング及び対価の減額の基本的な考え方	1
(1)	モニタリングの基本的考え方	1
(2)	モニタリング方針	1
(3)	運営業務委託費の減額に関する基本的考え方	2
(4)	減額システムの運用について	2
2	運転停止型減額措置	2
(1)	減額等の措置を講じる状態	2
(2)	減額措置の手順	2
3	運転継続型減額措置	4
(1)	モニタリング手法の確定の手続	4
(2)	モニタリングの方法	4
(3)	削減額の算定方法	5
4	提案本市内発注金額未達減額措置（設計・建設業務）	8
(1)	事業者における本市内発注金額の算出	8
(2)	本市における提案本市内発注金額の達成状況の確認	9
5	提案本市内発注金額未達減額措置（運営業務）	9
(1)	事業者における本市内発注金額の算出	9
(2)	本市における提案本市内発注金額の達成状況の確認	9

1 モニタリング及び対価の減額の基本的な考え方

(1) モニタリングの基本的考え方

本市は、本事業の運営業務について、入札公告時に本市が提示した要求水準書及び事業者が作成した事業提案書並びに運営マニュアル（以下「要求水準書等」という）に基づいて適正かつ確実な運営業務の履行水準の確保がなされているかどうかを、監視、測定、評価する。モニタリングにより要求水準書等に規定する業務水準が達成されていない、又は達成されないおそれがあると判断した場合には、運転停止、是正勧告、運営業務委託費の減額等の措置を行うものとする。なお、これらの措置を講じることは、運営業務委託契約に基づく本市の契約解除権の行使を妨げるものではないことに留意すること。

(2) モニタリング方針

本事業におけるモニタリングの方法は運営事業者が行うセルフモニタリングに基づく運営業務についての各種報告書による確認を基礎とし、これを補完する目的で本市が随時のモニタリングを行うこととする。

(3) 運營業務委託費の減額に関する基本的考え方

運營業務委託費の減額は以下の方針に基づいて行うものとする。

- ア 運営事業者の行う業務において要求水準書等の未達成及び事業契約書等の不履行があった場合に減額する。
- イ 減額は、適切な業務改善を運営事業者に促すための経済的動機付けが可能な範囲に留意して行うものとし、減額により運營業務そのものが損なわれること等がないように実施する。
- ウ 減額金額は運營業務委託契約に基づき運営事業者が本市に対して負担する違約金、損害賠償に充当されない。
- エ 運營業務における減額措置は、異常事態の発生、計画外の運転停止又はその他運営事業者の運營業務委託契約に基づく債務の不履行により、本施設の全部又は一部の運転を停止した場合（本市の指示により停止した場合を含む）の減額（以下「運転停止型減額措置」という。）と運転を継続できるが要求水準書等に規定する業務水準が達成されていないと判断した場合の減額（以下「運転継続型減額措置」という。）に分けて行うものとする。
- オ 軽微な不履行については直ちに減額若しくは減額ポイントを付すのではなく、運営事業者が自ら改善措置をとり一定の改善期間の中で速やかに解決することで、減額若しくは減額ポイントが付されない仕組みを基本とする。
- カ 上記のほか、各年度の運營業務における、実績本市内発注金額が提案本市内発注金額を下回っていた場合、また、設計・建設業務における実績本市内発注金額が提案本市内発注金額を下回っていた場合についても本資料に基づくものとする。

(4) 減額システムの運用について

本事業における運転停止型減額措置の場合は、ただちに運營業務委託費の減額となるが、運転継続型減額措置の場合は、適切な改善を運営事業者に促すための経済的動機付けとして規定するものであることから、軽微な不履行については直ちに減額若しくは減額ポイントを付すのではなく、運営事業者が自ら改善措置を採り、一定の改善期間の中で速やかに解決することが望ましい。そのため、本市と運営事業者の間でこうした問題を効率よく解決できる機能を有する協議組織・体制等の構築を図るものとする。

2 運転停止型減額措置

(1) 減額等の措置を講じる状態

異常事態の発生、計画外の運転停止又はその他運営事業者の運營業務委託契約に基づく債務の不履行等により、本施設の全部又は一部の運転を停止した場合。

(2) 減額措置の手順

ア 復旧手続き

本市と運営事業者は、次に掲げる事項を次に掲げる順序で行い、運転が停止された

施設の復旧に努めるものとする。

- (ア) 運営事業者による当該施設が異常事態に至った原因と責任の究明
- (イ) 運営事業者による当該施設の復旧計画の提案及び本市の承諾
- (ウ) 運営事業者による当該施設の改善作業への着手
- (エ) 本市による当該施設の改善作業の完了確認
- (オ) 運営事業者による復旧のための試運転の開始
- (カ) 本市による当該施設の運転データの確認
- (キ) 当該施設の運転再開

なお、停止基準を逸脱した理由が測定機器の誤動作等の軽微で、その原因及び改善策が自明である場合には、次に示す簡略化した手続きにすることが可能であるものとする。

- (ア) 運営事業者による当該施設が異常事態に至った原因と責任の究明
- (イ) 運営事業者による当該施設の運転再開計画の提案及び発注者への報告
- (ウ) 運営事業者による当該施設の改善作業への着手
- (エ) 本市による当該施設の改善作業の完了確認
- (オ) 本市による当該施設の運転データの確認
- (カ) 当該施設の運転再開

イ 減額の算定方法

本施設の全部又は一部の運転を停止した状況において減額する金額については、1日あたりの運営固定費に停止日数と当該状況下において処理対象物を受け入れた日と受け入れ不能であった日それぞれ毎に予め設定する減額率を乗じた額の累計額を当該月の運営固定費の支払い額から減額する。

$$(\text{減額}) = \Sigma(1 \text{ 日あたりの運営固定費 : 円/日}) \times (\text{停止日数 : 日}) \times (\text{減額率 : \%})$$

ただし、「1日あたりの運営固定費：円／日」とは、年間の運営固定費を当該年度の日数で除した額を表す。

ウ 減額率

状 態		減額率
本施設の全部又は一部の運転を停止	処理対象物をごみピットで受け入れた日	25%
	処理対象物をごみピットで受け入れ不能であった日	100% (支払停止)

3 運転継続型減額措置

(1) モニタリング手法の確定の手続

運転継続型減額措置は、適切な改善を運営事業者に促すための経済的動機付けとして規定するものであり、ただちに運営業務委託費を減額する運転停止型減額措置の場合と異なるものである。そのため、まず本市と運営事業者はモニタリング手法を以下の手続に基づいて合意して確定し、当該モニタリング手法を運用するものとする。

ア 運営事業者の事業提案書に基づき、運営業務の仕様・水準を確定する。

イ 運営事業者の提供する運営業務が、要求水準書等未達となる基準については事業契約締結後に詳細化する。

ウ 運営事業者は品質管理（PDCA サイクル）を行うものとし、品質管理方針・品質管理プログラム等の策定、業務の手順化の一環として「運営マニュアル」を作成し、業務執行体制の構築を行うとともに、自己監査（セルフモニタリング）を業務監査（日常、随時及び定期モニタリング等）に位置づけるものとする。

エ 運営事業者は、自らが行う品質管理を前提として、(2) イ に示す本市のモニタリング方針を踏まえた上で、協議組織・体制、モニタリングに関する各種報告様式等を提案し、本市と協議の上、具体的なモニタリング手法を確定し、これを運用するものとする。

オ なお、運営マニュアルは、運営事業者自らの業務の実施のために作成するものであり、これを遵守することにより運営事業者が免責となるものではない。

(2) モニタリングの方法

ア 運営事業者によるモニタリング

運営事業者は、自己の責任及び費用でセルフモニタリングを行い、下請企業を含んだ運営業務の履行体制及び品質管理システムの履行状況等を確認し、運営業務の履行状況について定期的又は随時に確認等を行い、事業契約書に定める運営業務についての各種報告書及び監査済み財務書類をそれぞれ期日までに作成して本市に提出するものとする。

イ 本市によるモニタリング

本市は、自己の責任及び費用で、運営事業者が実施する運営業務について以下のモニタリングを行い、業務の履行状況を確認する。

(ア) 定期モニタリング

運営事業者が毎月10日までに提出する月間業務完了報告書の内容が要求水準書等を満たしているか確認し、受領後14日以内に当該月間業務完了報告書の対象となる月の業務状況につき運営事業者に通知する。運営事業者は本市が行うモニタリングにつき、本市の要請に応じて合理的な協力を行う。なお、月間業務完了報告書の具体的内容（モニタリングの項目、方法及び提出時期）は、運営事業者の提案に基づき契約後に本市と運営事業者が協議のうえ決定する。

(イ) 随時モニタリング

本市が、必要と認める場合、月間業務完了報告書による確認とは別に随時モニタリングを実施する。随時モニタリングにおいては、運営事業者は当該説明及び立会い等について最大限の協力をするものとする。

(ウ) 本施設の周辺環境モニタリング

本市は、自らの費用において、本施設の運営による周辺環境への影響を把握するため、周辺環境モニタリングを実施する。また、運営事業者は、合理的な範囲でこれに協力しなければならない。

(エ) 財務状況モニタリング

運営事業者は、毎事業年度、財務書類（会社法第435条第2項に規定する計算書類）を作成し、会計監査人及び監査役による監査を受けた上で、株主総会に報告された事業報告並びにこれらの附属明細書の写しとともに毎事業年度経過後3ヶ月以内に提出する。なお、本市は当該監査済財務書類を公開することができるものとする。また、運営事業者はこの報告の他に年1回、財務諸表を本市に提出すること。

(3) 削減額の算定方法

ア 減額等の措置を講じる状態

定期モニタリングの結果、要求水準を満たさないと本市が判断した場合。改善措置が必要となる状態の例は表-1に示すとおりである。

水準1：本施設の運営にあたって明らかに支障がある場合

水準2：本施設の運営にあたって利便性を欠く場合

表－1 運転継続型減額措置が必要となる状態（例）

運営費の区分	改善措置が必要となる状態の例
運営固定費	■水準 1 ・災害時の対策不良 ・安全措置の不備による労働災害、人身事故等の発生 ・要監視基準値の逸脱 ・主灰処理物及び飛灰処理物の基準値の逸脱 ・故意による業務放棄 ・業務の未実施 ・運営報告書の虚偽記載
	■水準 2 ・情報公開設備（掲示機器等）の不具合による履行水準の未達 ・見学者対応設備の不備 ・日常清掃、除草状況の履行水準の未達 ・諸室清掃状況の履行水準の未達

イ 減額措置の手順

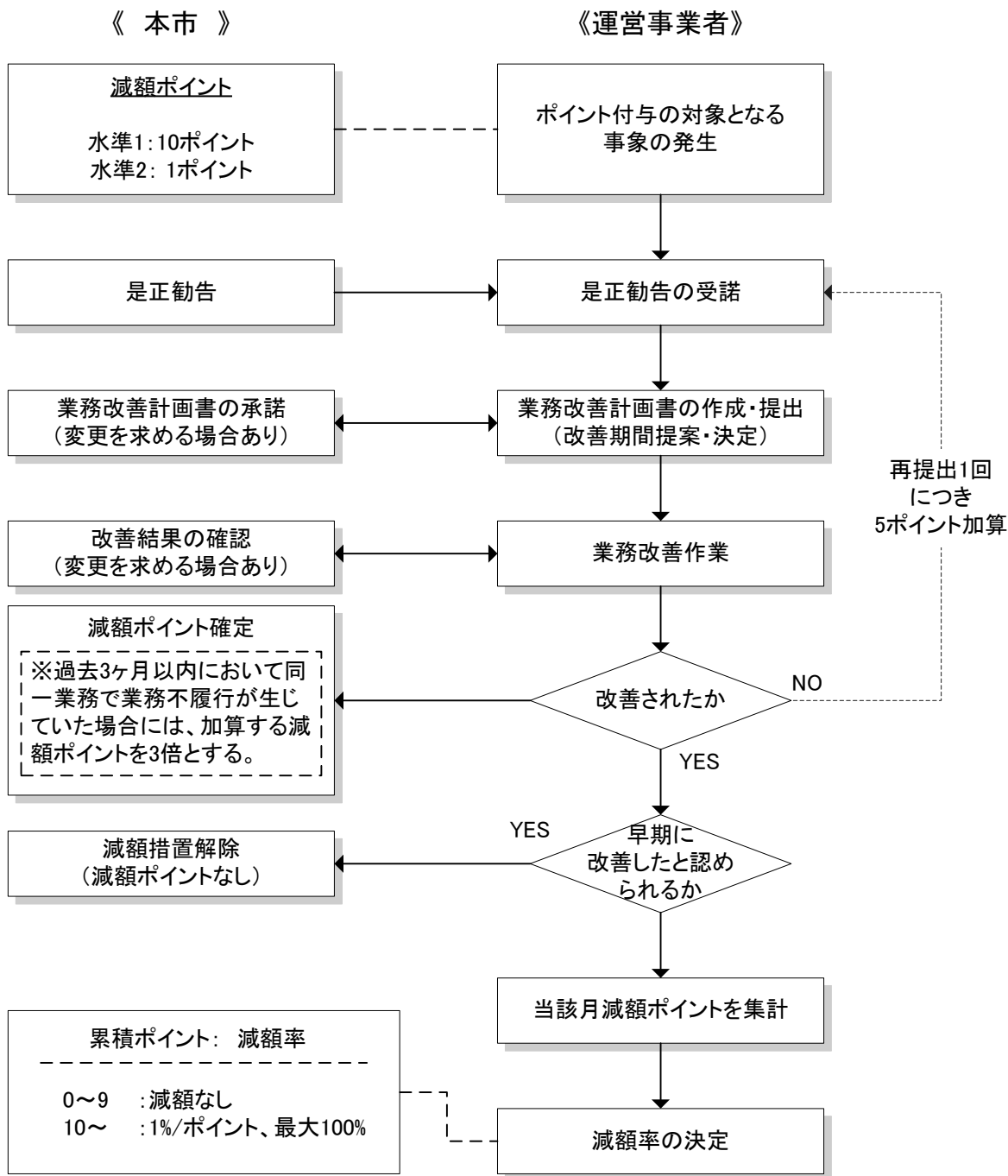
(ア) 業務改善手続き

運転を継続できるが、運営事業者の運營業務水準が運営マニュアル等の未達成及び運營業務委託契約に基づく債務の不履行に至ったと判断した場合、本市と運営事業者は、次の手順で業務の改善に努めるものとする。（図－1 参照）

- ① 本市は運営マニュアル等の未達成及び運營業務委託契約に基づく債務の不履行の改善を行うよう是正勧告を行う。
- ② 運営事業者による運営マニュアル等の未達成及び運營業務委託契約に基づく債務の不履行に至った原因と責任の究明
- ③ 運営事業者による業務改善計画書の作成・提出及び本市の承諾
- ④ 業務改善作業への着手
- ⑤ 本市による業務改善作業の完了確認

なお、業務水準が運営マニュアル等の未達成及び業務契約書等の不履行に至った理由が軽微で、その原因及び改善策が自明である場合には、次に示す簡略化した手続きにすることが可能であるものとする。

- ① 本市は運営マニュアル等の未達成及び運營業務委託契約に基づく債務の不履行の改善を行うよう是正勧告を行う。
- ② 運営マニュアル等の未達成及び運營業務委託契約に基づく債務の不履行に至った原因と責任の究明及び対応策の検討
- ③ 業務改善作業への着手
- ④ 本市による業務改善作業の完了確認



図－1 運転継続型減額措置等

(イ) 減額の算定方法

$$(\text{減額}) = (1 \text{ 日当たりの運営固定費} : \text{円} / \text{日}) \times (\text{違反日数} : \text{日}) \times (\text{減額率} : \%)$$

ただし、「1日当たりの運営固定費：円／日」とは、年間の運営固定費を当該年度の日数で除した額とする。

(ウ) 減額率

- ① 状況に応じた減額のポイントは表-2 のとおりとする。ただし、軽微な不履行で運営事業者が自ら改善措置をとり一定の改善期間の中で速やかに解決することができたと本市が認める場合には減額ポイントは付さないものとする。
- ② 予め定めた改善期間内に改善作業の完了が確認されなかった場合には、本市は再度是正勧告を行い業務改善計画書の再提出を求め、改善が認められるまで上記手続きを繰り返す。なお、業務改善計画書の再提出が必要な場合はその都度5ポイントを加算する。
- ③ 過去3ヶ月以内において同一業務に対して業務不履行が生じていた場合には、加算する減額ポイントを3倍として加算する。
- ④ 月毎に累積ポイントを集計する。
- ⑤ 累積ポイントに応じて減額率（表-3 参照）を算定し、決定する。
- ⑥ 累積ポイントは次月には持ち越さない。

表-2 減額ポイント

水準未達の状況	減額ポイント
水準1	水準未達と認定された場合に10ポイント
水準2	水準未達と認定された場合に1ポイント

※過去3ヶ月以内において同一業務に対して業務不履行が生じていた場合には、加算する減額ポイントを3倍として加算する。

表-3 減額率

累積ポイント	減額率
0～9	減額なし
10～	(累積ポイント) × (1%/ポイント)、最大100%

4 提案本市内発注金額未達減額措置（設計・建設業務）

(1) 事業者における本市内発注金額の算出

建設工事完了時に、建設事業者は事業提案書で提案した提案本市内発注金額、また、同じく非価格要素審査で提案した確認方法により算出した実績本市内発注金額を確認し、提案本市内発注金額の達成状況等を取りまとめた設計・建設業務本市内発注金額達成状況報告書を毎年度本市に提出する。

(2) 本市における提案本市内発注金額の達成状況の確認

本市が設計・建設業務本市内発注金額達成状況報告書を確認した結果、建設工事請負契約の契約金額のうちの実績本市内発注金額が提案本市内発注金額を下回っていた場合、未達成分の金額を設計・建設業務費から減額して支払う。ただし、提案本市内発注金額の未達が建設事業者の責めに帰すことのできない事由に基づくことを建設事業者が明らかにし、本市がこれを認めた場合には、この限りではない。

5 提案本市内発注金額未達減額措置（運營業務）

(1) 事業者における本市内発注金額の算出

運營業務事業者は事業提案書で提案した提案本市内発注金額、また、同じく非価格要素審査で提案した確認方法により実績本市内発注金額を確認し、提案本市内発注金額の達成状況等を取りまとめた運營業務本市内発注金額達成状況報告書を本市に毎月提出する。

(2) 本市における提案本市内発注金額の達成状況の確認

本市は運營業務事業者が毎月提出する運營業務本市内発注金額達成状況報告書の内容を確認する。

確認した結果、当該月において、実績本市内発注金額が提案本市内発注金額を下回っていた場合、未達成分の金額を運營業務事業者に支払う当該月の運営固定費から控除して支払う。ただし、提案本市内発注金額の未達が運營業務事業者の責めに帰すことのできない事由に基づくことを運營業務事業者が明らかにした場合には、この限りではない。

入札説明書添付資料－5 事業者が付保する保険について

1 設計・建設期間

(1) 本施設建設中の組立保険

保険の対象：工事現場において不測かつ突発的な事故によって工事の目的物等に生じた損害

補償額：請負代金額

保険期間：本施設の着工日から建設工事完了日まで

被保険者：建設事業者

(2) 本施設建設中の第三者損害賠償保険

保険の対象：建設工事に伴い第三者に与えた損害について法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を担保

補償限度額：対人：1名当たり1億円、1事故当たり10億円以上

対物：1事故当たり1億円以上

保険期間：本施設の着工日から建設工事完了日まで

被保険者：建設事業者

※ 上記に示す保険は必要最小限度のものであり、運営事業者が必要に応じて上記条件以上の補償内容とすること及び上記に示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。

2 運営期間

(1) 本施設の運営業務にかかる第三者損害賠償保険

保険契約者：運営事業者

被保険者：本市、運営事業者

保険期間：運営期間とする。

てん補限度額：(補償額) 対人：1名当たり最大1億円

1事故当たり最大10億円

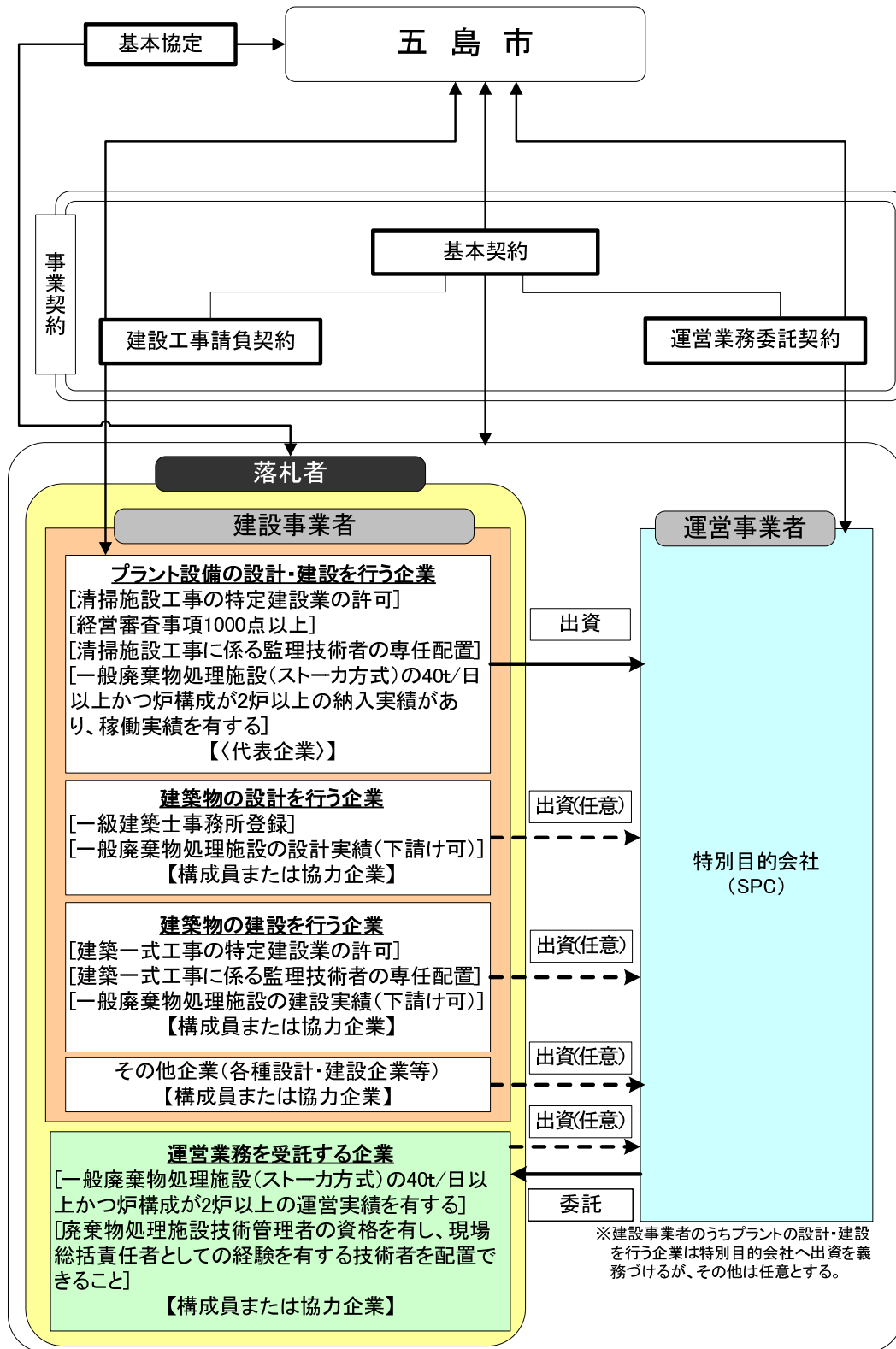
対物：1事故当たり最大1億円

補償する損害：本施設の使用若しくは管理又は本施設内での事業遂行に伴う法律上の損害、賠償責任を負担することによって被る損害

免責金額：なし

※ 上記に示す保険は必要最小限度のものであり、事業者が必要に応じて上記条件以上の補償内容とすること及び上記に示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない

入札説明書添付資料-6 契約スキーム(例)



入札説明書添付資料－7 本市が付保する予定の保険について

●全国町村会総合賠償補償保険

本市が以下の事故により、「住民等第三者の生命もしくは身体を害し、または財物を滅失・き損もしくは汚損した場合」において、本市が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金が支払われるもの。

- ①本市が所有、使用または管理する自治体施設の瑕疵に起因する偶然な事故
- ②本市の業務遂行に起因する偶然な事故
- ③本市が自治体施設において生産、販売または提供する飲食物およびその他の製品に起因する偶然な事故
- ④本市が、住民等から受託する財物に起因する偶然な事故

1	賠償責任保険	賠償責任保険（契約類型8型）		
2	支払限度額 〔免責金額（自己負担額なし）〕	あ	身体賠償	1名につき 2億円
				1事故につき 20億円
		い	財物賠償	1事故につき 2,000万円
3	対象となる施設	あ	事務所・建物	本庁舎、支所、出張所等の庁舎
		い	学校教育施設	小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園等の学校および児童福祉法に基づく保育所
		う	福祉施設	児童福祉施設、老人福祉施設、保護施設、知的障害者援護施設、身体障害者更生援護施設、母子福祉施設、隣保館、保健センター、特別養護老人ホーム等
		え	保養施設	国民宿舎等
		お	文化施設	公会堂、公民館、図書館、博物館等
		か	スポーツ施設	体育館、陸上競技場、野球場、プール、スキー場、スケート場、ゲートボール場、格技場、弓道場等
		き	産業施設	農林水産物加工施設、育苗施設、集出荷施設等
		く	生活環境施設	上水道施設、下水道施設、廃棄物処理施設等
		け	道路	道路、自動車道、一般自動車道、農道、林道、里道、赤道、牧道およびその他の道路
		こ	公園	児童公園等
		さ	港湾・漁港	港湾施設および漁港施設
		し	住宅施設	公営住宅、官舎等
す	その他施設	その他の構造物および工作物		
4	対象となる業務	あ	本市施設の保守・管理業務	
		い	自然公物の管理業務	
		う	学校教育業務	
		え	社会福祉業務	
		お	社会教育業務	
		か	社会体育業務	
		き	工事発注・施工等の業務	
		く	予防接種業務	
け	その他市の行う業務			

●公益社団法人 全国市有物件災害共済会 建物総合損害共済

				定義	例	
1	共済の 目的範囲	建 物		土地に定着して建設され 屋蓋を有し、居住、作業、 販売、貯蔵等の用に供され る構築物	住宅、庁舎、校舎、病棟、 車庫 等	
		工作物		建物以外の用途に用いら れる構築物	門、塀、アーケード、煙突 等	
		動 産	収容 動産	単一 動産	その品目ごとの1基また は1個の動産	ピアノ、電話機、コピー機 等 各1台
				据付機器装置	各種処理施設の機械設備 (病院の検査機械、上下水 道施設の送水ポンプ 等)	
			集合 動産	多数ある単一動産をまと めたもの	OA 機器一式、椅子一式	
	屋外 動産	屋外 動産	建物の屋外に常置されて いる動産	屋外に設置されたポン プ・屋外受電設備・空中(地 中) ケーブル等		
2	てん補 責任範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・火災による損害 ・落雷による損害 ・破裂または爆発による損害 ・建物または工作物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊による損害 ・車両の衝突または接触による損害 ・騒じょうもしくは労働争議またはこれらに類似する集団示威行動に伴う暴行による損害 ・破壊行為による損害 ・風災または水災による損害 ・落雷による損害 ・土砂崩れによる損害 				
3	免責と なる損害	<ul style="list-style-type: none"> ・故意もしくは重過失または法令違反による損害 ・発酵もしくは発熱または加熱もしくは乾燥作業による損害 ・紛失または盗難による損害 ・学校施設ならびに住宅物件基準を適用する建物、工作物および動産のガラスのみに生じた損害 ・車両の衝突または接触による電車、自動車の損害 ・屋外動産の内部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊により、屋外動産内の動産について生じた損害 ・戦争、暴動その他の事変またはテロ行為による損害 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 ・核燃料物質等による損害 				